

契約書

C O R A L 21 ネットワーク等ヘルプデスク業務

(期間：令和 8 年 9 月 1 日～令和 9 年 8 月 31 日)

沖縄県企画部情報基盤整備課

業務委託契約書

業務の名称 CORAL21 ネットワーク等ヘルプデスク業務

履行期間 着手 令和8年9月1日

完了 令和9年8月31日

- 1 本契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に規定する長期継続契約である。
- 2 令和9年度以降において本契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は本契約の一部及び全部を解除できるものとする。
- 3 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を負わない。

契約金額 総額 円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円）

令和8年9月分～令和9年7月分： 月額 円×11ヶ月

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円×11ヶ月）

令和9年8月分： 月額 円×1ヶ月

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円×1ヶ月）

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。ただし、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

- 1 契約金額は毎月毎に精算するものとする。
- 2 契約金額には技術料、派遣料等が含まれるものとする。
- 3 本契約が月の中途で解除された場合におけるその月の額は、次の算式により得た額とする。

$$\text{月額} \times \frac{\text{契約が解除されるまでのその月の日数}}{\text{その月の日数}}$$

契約保証金 契約金額の100分の10以上とする。（沖縄県財務規則第101条第1項）
ただし、同条第2項のいずれかに該当すると認められる場合は免除とする。

本業務について、委託者 沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）は、以下に定めるとおり契約する。

（業務の履行）

第1条 乙は、「CORAL21 ネットワーク等ヘルプデスク業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）及び次条に定める年間事業実施計画書に基づき、頭書の契約金額及び履行期間内において、誠実に本業務を行い、完了しなくてはならない。

（年間事業実施計画書及び常駐専任技術者）

第2条 乙は、仕様書に基づき本業務を実施するために必要な基本的な考え方を示した年間事業実施計画書及び第6条に定める常駐専任技術者2名の名簿を契約締結の日の翌日から起算して14日以内に甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、前項の規定により甲の承認を得た年間事業実施計画書に基づき、本業務を実施しなければならない。

（実施計画の変更）

第3条 甲又は乙の事情により年間事業実施計画書の内容を変更するときは、事前に協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合は、乙は速やかに年間事業実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得なくてはならない。

（免責事項）

第4条 第1条の仕様書に示されている乙が甲に報告した「業務マニュアル」「補足資料」等の使用に当たっては、本契約満了後、甲が乙以外の第三者と同一の業務委託契約を締結し、当該第三者が、乙が報告した「業務マニュアル」「補足資料」等を使用して損害を発生させたとしても、乙に対し一切の責任を免責せしめるものとする。

（契約金額の請求及び支払）

第5条 乙は、毎月、第14条第1項で定める月間作業報告書を提出後、月末までに先月分の契約金額を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受理した場合、第15条第3項で定める検査に合格し、かつ、その支払請求書が適法なものであると認めるときはその日から起算して30日以内に契約金額を支払わなければならない。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により料金の支払いが遅延した場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和

24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく、政府の支払遅延に対する遅延利息の率により計算した額の損害金の支払を甲に請求することができる。

- 4 甲は、乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、契約金額の額につき、遅延日数に応じ、沖縄県財務規則第 109 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の損害金の支払を、乙に請求することができる。

(技術者の常駐及び臨時支援)

第 6 条 乙は、本業務を処理するため、常駐専任技術者 2 名及び臨時支援要員 1 名以上を提供すること。

- 2 前項における臨時支援要員の同時配置人数は、最小人数を 1 名とし仕様書 7 (3) に基づき決定するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 7 条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(再委託の制限)

第 8 条 乙は、本契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書 10(3)で定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた本業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第 1 項から第 4 項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が本業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(業務の調査等)

第9条 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して本業務の実施状況について調査するとともに、乙に対して処理状況の報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 乙は、本業務による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(労働関係法令の遵守)

第11条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して本契約に係る業務の労務状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(貸与品等)

第12条 甲は、乙が本業務を処理するために必要な機器及び資料等を乙に貸与することができる。

2 乙は、前項の貸与された機器及び資料等を本業務以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、第1項の貸与された機器及び資料等を履行期間満了までに甲に返還するものとする。

(契約内容の変更等)

第13条 甲は、必要がある場合は、本業務の内容の一部を変更することができる。この場合において、契約金額の額を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(月間作業報告書)

第14条 乙は、毎月、月間作業報告書を当該月末までに提出すること。ただし、繁忙期等の特別な理由がある場合は、翌月の第7開庁日までに提出すること。

2 甲は、提出された報告書の内容に疑義がある場合、該当箇所に関する点検を実施することができる。

(完了検査等)

第15条 乙は、毎月、本業務を完了したときは甲に報告しなければならない。

2 前項の報告は、月間作業報告書の提出によって行うものとする。

3 甲は、前項の報告を受けたときは、直ちに検査を行うものとする。

- 4 乙は、本業務が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補完しなければならない。この場合においては、補完の完了を本業務の完了とみなし、前3項の規定を適用する。

(甲の解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当する行為をしたときは本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約保証金の納付が免除されているときは、損害賠償金として契約金額の10分の1相当額を甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が正当な理由なく解約を申し出たとき。
- (2) 乙又は乙の派遣した常駐技術者が、本業務を適切に処理できないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が正当な事由なしに本業務に着手しないとき。
- (4) 乙が正当な事由なしに第2条の規定に基づく年間事業実施計画書及び常駐専任技術者の名簿を提出せず、又は第3条の変更内容を記載した書面を提出しないとき。
- (5) 乙が第7条及び第8条の規定に違反したとき。
- (6) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正な行為があったとき。
- (7) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (8) 沖縄県が定めるセキュリティポリシーを遵守しないとき。

(契約の解除)

第17条 甲は、前条に規定する場合のほか、本契約の翌年度以降において本契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

- 2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約に違反した場合は、文書による通知により、直ちに本契約を解約することができる。

(損害賠償)

第18条 本業務の処理に関して第三者に損害を与えたときは、乙の負担において通常の直接損害に限りその賠償をするものとする。但し、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(業務に係る立ち入り)

第19条 乙は、本業務の遂行のため、本庁舎内及び各出先機関等に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(秘密の保持等)

第 20 条 乙及び従事者等は、その職務上、直接及び間接に知り得た秘密情報を本業務以外で使用してはならない。

- 2 乙は、秘密情報を甲の許可なく複写、複製してはならない。
- 3 乙は、秘密情報を第三者に開示、提供してはならない。
- 4 乙は、秘密情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の秘密情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 乙は、甲より請求があった場合、直ちに秘密情報が記載又は記録された書類、記憶媒体等を甲に返却又は、破棄するものとする。
- 6 本条の規定はこの履行期間満了後及び契約解除後も同様とする。

(セキュリティポリシーの遵守)

第 21 条 乙は、本契約に基づき本業務を遂行するにあたって、本県のセキュリティポリシーに定める事項を遵守するものとする。

- 2 乙は、本業務の遂行にあたって、本県のセキュリティポリシーに関する事項を遵守できる体制を整えるとともにセキュリティポリシーについて、社員に教育を実施するものとする。

(暴力団等の排除)

第 22 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 23 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。))が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。))であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第 25 条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、本業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 本業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に本業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を本業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(管轄裁判所)

第 26 条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の定めのない事項)

第 27 条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義を生じた場合は、甲乙双方が信義誠実の原則にしたがって協議の上、これを解決し書面により確認するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号
沖縄県知事 玉 城 康 裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）については自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。

い。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。

誓約書

☐私

☒当社

は、下記 1 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、警察に対して照会することにも同意します。

1 契約から排除されるべき者

- (1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

令和 年 月 日

住所
氏名

(様式 1)

再委託承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事あて

住所

企業(団体)名

代表者(職氏名)

印

以下の契約に係る業務について再委託を行う必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名	C O R A L 21 ネットワーク等ヘルプデスク業務		
契 約 金 額	円		
契 約 年 月 日	令和 年 月 日		
履 行 期 限	令和 年 月 日		
再委託を予定 する 業 務			
再委託予定額	円		
再 委 託 先	企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)		
再委託予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
再委託の必要性			
再委託先選定理由			
再 委 託 先 の 適 格 性 ※	業務履行に必要な人員・技術・設備等 ☐ あり ☐ なし 期間内の適正な業務履行の確保 ☐ 可 ☐ 不可 指名停止措置を受けている者 ☐ 非該当 ☐ 該当 本件契約の競争入札参加者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団員に該当する者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団と密接な関係を有する者 ☐ 非該当 ☐ 該当		

※「再委託先の適格性」については、申請者が確認のうえを記入すること

(様式 2)

再委託変更承認申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事あて

住所

企業(団体)名

代表者(職氏名)

印

以下のとおり再委託を変更する必要がありますので、承認くださいますようお願いいたします。

契 約 件 名	C O R A L 2 1 ネットワーク等ヘルプデスク業務			
契 約 金 額	円			
契 約 年 月 日	令和	年	月	日
履 行 期 限	令和	年	月	日
変更理由(必要性)				
再 委 託 業 務	【変更前】 【変更後】			
再 委 託 額	【変更前】	円		
	【変更後】	円		
再 委 託 先	【変更前】 企業(団体)名 【変更後】 企業(団体)名 代表者(職氏名) 住所 連絡先(電話) (メール)			
再 委 託 期 間	【変更前】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 【変更後】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
再 委 託 先 の 適 格 性	【変更後】 業務履行に必要な人員・技術・設備等 ☐ あり ☐ なし 期間内の適正な業務履行の確保 ☐ 可 ☐ 不可 指名停止措置を受けている者 ☐ 非該当 ☐ 該当 本件契約の競争入札参加者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団員に該当する者 ☐ 非該当 ☐ 該当 暴力団と密接な関係を有する者 ☐ 非該当 ☐ 該当			

※変更を予定しない項目については【変更前】のみ記入し、【変更後】は空欄とすること

(様式 3)

再委託承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県知事名印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託については、以下の条件を
付して承認します。

契 約 件 名	C O R A L 21 ネットワーク等ヘルプデスク業務
再委託を承認 す る 業 務	
再 委 託 先	企業(団体)名
再委託承認額	円
再委託承認期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
再委託の条件	1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。 2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。 3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。 4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。 5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。 6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。 7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

(様式 4)

再委託変更承認書

令和 年 月 日

申請者（委託先） あて

沖縄県知事名印

令和 年 月 日付け申請のあった再委託の変更については、以下の条件を付して承認します。

契約件名	CORAL21 ネットワーク等ヘルプデスク業務
再委託を承認する業務	【変更後】
再委託先	【変更後】 企業(団体)名
再委託承認額	【変更後】 円
再委託承認期間	【変更後】 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
再委託の条件	1 申請者は、再委託を行う業務の履行及び再委託先の行為について全責任を負うこと。再委託先が沖縄県に損害を与えた場合、申請者はその損害を賠償する責任を負うこと。 2 申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。 3 申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。 4 申請者は、再委託先に対し業務上知り得た情報について守秘義務を負わせること。 5 申請者は、再委託を行う業務の履行体制及び遂行状況等を把握し、県の求めに応じて適時的確に報告できるようにすること。 6 申請者が再委託の条件に違反した場合は本承認を取消すものとし、取消しに伴い発生した損害について、沖縄県は一切の賠償責任を負わない。 7 承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。